

※令和4年度（令和4年4月1日）からは、1歳児クラス以上の園児が対象となります。
 ※ならし保育期間、休日保育実施保育園の行事等や職員配置状況によっては利用ができない場合があります。

※12/29、12/30は通常保育ではなく、休日保育扱いとなります。

③延長保育

通常保育時間以外の利用を希望する場合は、入所施設へ直接お申込みください。別途延長料金ががかかります。

6 保育の実施について

(1) 申込みに必要な書類

①全世帯

- 保育施設入所申込書（兼保育台帳）
- 保育施設入所に関する誓約書（1世帯1部）
- 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書（申込み児童1人につき1部）
- 家庭の状況を確認する書類（以下参照）
- マイナンバーを確認するための書類



◆**保護者について、下表いずれかの書類が必要です（1世帯につき各1部）。**

※単身赴任等で居居中の方も、上記書類が必要です。離婚調停中及び虐待やDVのおそれがある場合は配偶者の書類を省略できる場合がありますのでご相談ください。

◆**60歳未満の同居の祖父・祖母について、状況について確認するため、下表の状況に該当する場合はいずれかの書類が必要です。**

※60歳未満の同居の祖父・祖母が、就労等の状態になく保育できる場合又は就労等が確認できる書類が提出されない場合には、優先順位が下がります（住民登録上で世帯分離していても、同じ家屋に居住している場合は同居とみなします）。

状 況	提出書類	添付書類
会社に雇用されている (休業中の方も必要です。休業からの復職の場合は、必ず復職日の記載があるものをご提出ください。)	就労証明書[※]	<ul style="list-style-type: none"> ・本人加入の健康保険証の写し（滝沢市より交付される国民健康保険証は不可） ・雇用先からの健康保険証の交付が無い方は、直近の給与明細の写し ・新規採用者は、採用決定通知・雇用契約書の写し
自営業をしている (事業・農業・酪農等)		<ul style="list-style-type: none"> ・中心者（事業主）の確定申告書（控）の写し ・新規事業開始の場合、事業開廃業届出書控、営業許可証の写し等
内職をしている		<ul style="list-style-type: none"> ・受注請書及び直近給与明細の写し ・新規の場合、雇用契約書等の写し
仕事を探している（求職中）	・ハローワークの登録証等の写し（有効期限内のもの）	
単身赴任をしている	アパート等の賃貸借契約書の写し、在寮証明書、公共料金明細書の写し等	
出産の前後	母子健康手帳の写し（表紙及び出産予定日記載ページ）	
疾 病 等	身体障害者手帳、 精神障害者保健福祉手帳 療育手帳をお持ちの方	障害者手帳等の写し
	要介護4～5の方	介護保険被保険者証の写し
	特別児童扶養手当1級の方	特別児童扶養手当証書の写し
	上記以外の病気、障がい者、 要介護者等の方	診断書（世帯員用）[※]

同居親族等の看護・介護	看護・介護が必要な方の診断書（世帯員用）[※]
就学、職業訓練校等	学生証または在学証明書の写し及び日数・時間のわかる授業日程表（内定者は、合格通知書の写し、および授業日程表）

[※] 市の指定する様式を使用してください。就労証明書は、証明日が入所月を含めた3か月以内（6月入所であれば4月1日以降）のものに限ります。ただし、4月入所は証明日が10月1日以降のものに限ります。

②該当者のみ

離婚調停中 （住民票上も別居中の場合）	調停の事実が確認できるもの（調停期日通知書の写し等）及び本人の申立書
虐待やDVのおそれがある場合	虐待やDVの事実が確認できるもの（DV 証明書の写し等）及び本人の申立書
認可外保育施設を利用している	受託証明書[※]（申込児童が月契約で利用している場合）
ひとり親・生活保護世帯	「児童扶養手当証書」又は「ひとり親家庭医療費受給者証」「生活保護受給証明書」又は「生活保護変更通知書」
出生時に異常のあった1歳未満の低出生体重児や要観察の児童	医師の意見書（低出生体重児用）[※]
生計を一にする別居中の子がいる	被扶養の確認できる書類（被扶養者名が記載の源泉徴収票の写し、別居児童の健康保険被保険者証の写し等）
滝沢市に転入予定の方	アパート等の賃貸契約書の写しまたは土地売買契約書の写し等
単身赴任をしている （住民票上も別居中の場合）	アパート等の賃貸借契約書の写し、在寮証明書、公共料金明細書の写し等
世帯員に障害者手帳等をお持ちの方がいる	手帳の写し

[※] 市の指定する様式を使用してください。

(2) 家庭状況に応じた保育認定

保育の必要性の事由のうち、「就労」「就学」「親族の介護・看護」については、保護者の状況を書面にて確認し、保育の必要量の認定を行います。

「妊娠・出産」「保護者の疾病・障がい」「災害復旧」「虐待やDVのおそれがあること」については、「保育標準時間」利用の認定とするものと定められています。

また、「求職活動中」「育児休業中」については、その保育の必要性の実態を踏まえて、「保育短時間」利用の認定をするものとします。

※「就労」は、月48時間以上が常態であることが最低要件となります。要件に満たない場合は求職活動中と同様の取り扱いとなります。1年度内で求職活動を理由に入所できる期間(求職猶予期間)は、3か月までです。

(3) 保育の実施期間

保育の実施期間は、小学校就学までの保育の必要性があると認められた期間です。保育の必要性がない場合は期間の途中でも退所となります。毎年、年度の変わり目に継続して入所可能かどうかを審査するため、継続入所手続きをしていただきます。

年度途中で退職し求職活動に入った場合も含め、求職活動を理由とした保育の実施期間は、1年度内3か月までです。また、求職活動を理由とした入所申込ができるのは1年度内に1回のみです。ただし、年度内で求職活動実施期間が残っている場合はこの限りではありません。

産前産後を理由として入所した場合は、入所承諾期間満了（出産日以降8週経過したの日が属する月まで）後、退所となります。次月以降も引き続き保育をご希望の場合であっても、再度新規の入所申込みが必要で

(4) 保育時間

午前7時から午後6時までの間、保育の必要性に応じて保育します。